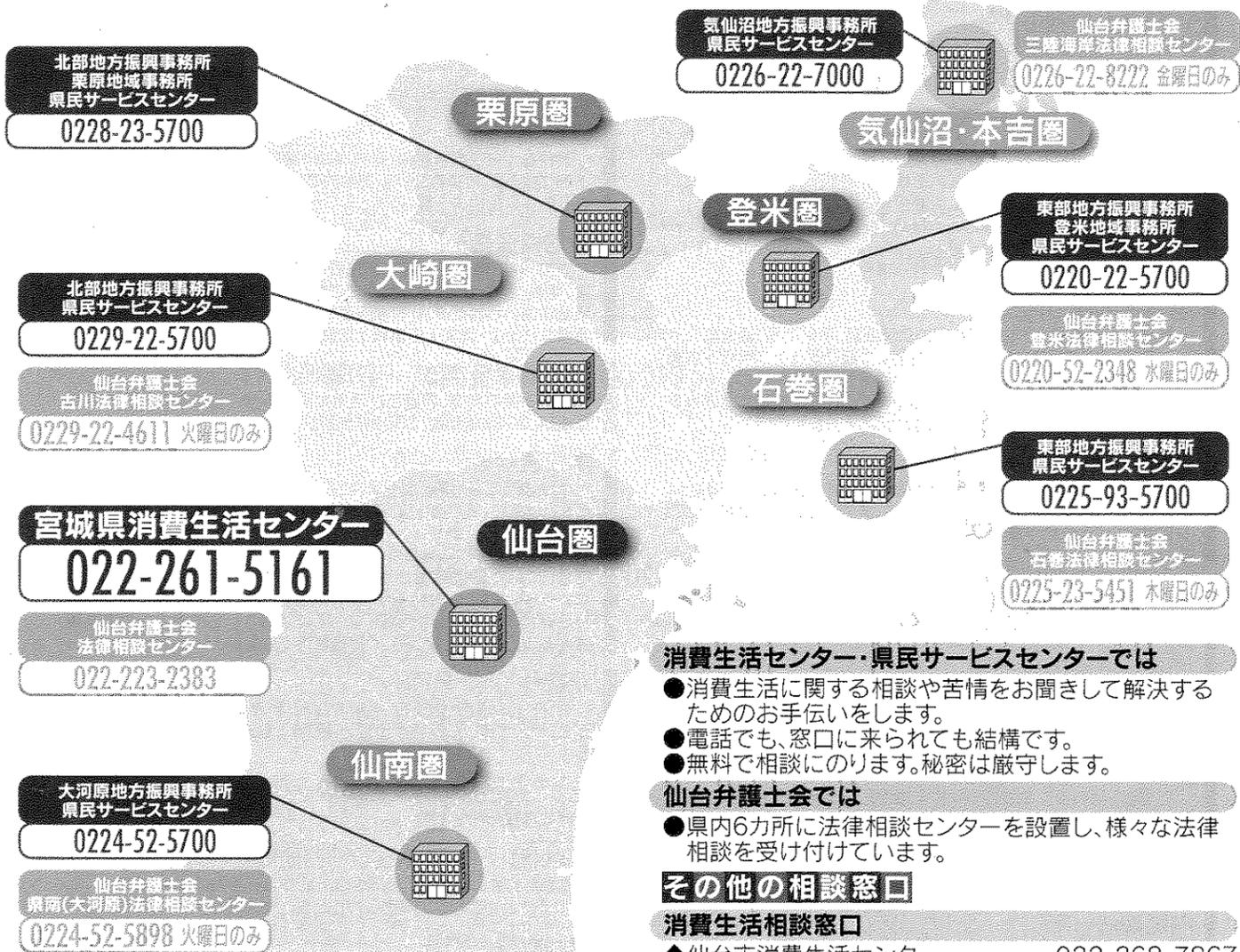


困ったとき、わからないときは…

**相談
しよう!**

**消費生活センター
県民サービスセンター**



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00 土・日 9:00~16:00 ※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆消費生活センターの名をかたる不審な電話にご注意!!
- ◆トラブル110番! 「名義貸しは絶対ダメ!」
- ◆知っていますか? 『当選商法』
- ◆困ったときの相談窓口

February
2 月号
第4号

**消費生活センターの名をかたる
不審な電話にご注意ください!!**

事例

5年前に30万円で低周波健足治療器を購入した。最近、消費生活センターの名をかたる電話があり、「最近、あなたの住む地区で健足器のクレームが多発しているの、過去に支払った代金の一部を返金したい。ついては都合の良い時間にあなたのお宅にお邪魔したい。」との電話が来た。本当に消費生活センターからの電話なのか。

消費生活センターから県民のみなさまへ

- 事例は、過去に健康器具を購入した人の連絡先を何らかの形で入手し、消費生活センターをかたって電話をしてきたものと思われます。
- 他にも金融庁や消費者庁などをかたって信用させた上で、金融機関の口座番号などの個人情報を聞き出そうとする被害が報告されています。
- 公的機関が健康器具代金の返金を申し出たりすることは絶対にありません。
- このような電話があったときは、すぐに宮城県消費生活センターや、県民サービスセンター、または各市町村の消費生活相談窓口へご連絡ください。(連絡先は裏表紙に記載。)

トラブル110番 「名義貸し」は絶対にしないで!

事例1

「会社への出資として、消費者金融であなた名義のローンカードを作ってきてくれば、5万円の報酬を渡します。その後も、出資会社から配当があります。」と誘われ、消費者金融でローンカードを作成して渡したところ、約束どおり報酬を得た。

しかし、その後いっこうに配当がないのでおかしいと思い、話を持ちかけてきた人物に連絡を取ろうとしたら、その人物は失踪してしまっていた。また、出資の対象となる会社も実在しなかった。

自分の名義で複数の消費者金融から借入れをされており、**200万円の借金を背負ってしまった。**

事例2

健康食品会社に勤める友人から、「自分の実績にするため、健康食品のクレジット契約書に名前を貸して欲しい。支払いは自分でするから、あなたに請求することはない。」と言われ、名前を貸した。しかし、1年後にクレジット会社から請求を受けた。

事情を説明したところ、**「健康食品会社はすでに倒産した。」**と伝えられた。

●「名義貸し」は絶対にダメ!!

■事例は、親しい人や知り合いから、「迷惑はかけないから」「売上げのためだけ」「配当を支払う」などと言って、契約上の名義貸しを頼まれ、トラブルにおちいってしまったケースです。「簡単なバイトがある」と言われて誘われる場合もあります。

■契約上の名義を貸すということは、『契約当事者』になるということであり、契約に伴う全責任を負うこととなります。つまり、事例のような場合には、借入れたお金や、商品の代金を支払う義務は、名義を貸した人が負うことになるのです。

■どんな事情があっても、**名義貸しは絶対にしてはいけません。**

☆トラブルにあわないためのアドバイス☆

① **親しい間柄であっても、「名義貸し」は絶対にしない!**

② **「簡単にお金が手に入る」などという『うまい話』には必ずウラがあります!**

知っていますか? 「当選商法」

事例

大手家電量販店で商品を購入し、日帰り無料バス旅行の抽選応募券をもらったので応募した。後日、妻が当選したため、自分は実費を払い、一緒にツアーに参加した。

途中、宝飾店に寄ったが、そこではマイナスイオン効果があるというネックレスを参加者数人に身につけさせ、購入を勧めていた。参加者数名が高価なネックレスを購入する中、妻も契約をしてしまった。

単純な日帰り無料旅行だと思っていたので、高価な商品を購入するつもりは一切なかった。

大手家電量販店ということで安心させ、集団催眠的な手口で商品売りつけているように見え、極めて悪質ではないかと思う。

国民生活センター「消費者トラブルメール箱」より

手口はさまざま

■事例は、当選した日帰りバスツアーに参加したに過ぎないのに、途中に寄った宝飾店で、閉鎖的な会場において高額な商品を購入させられてしまったケースです。

■県消費生活センターにも同様の相談が寄せられています。

事例では、大手家電量販店での商品購入時に抽選応募ハガキをもらっていますが、他には「飲食店やショッピングセンターで応募用紙に記入して店員に渡す。」といった場合や、商品が「毛皮製品」「布団」「健康食品」「磁気治療器」などの場合があります。

●事例のポイント

- ①消費者にとっては「お付き合いのある店、信用のあるお店の懸賞企画に当選した」と思い参加するのですが、旅行の途中で閉鎖的な会場に誘導され、意図せず高額商品を買わされてしまっています。
- ②お店では、旅行会社に旅行の企画・実施をおまかせしている場合が多く、消費者からの苦情がきて初めて、行程の中で催眠商法まがいの高額商品販売が行われたことに気がきます。
- ③「若者同士数名で、父親や母親の名前を記入して応募したところ、母親のみが全員当選し、記入した本人達は当選しなかったため、不審だ。」というケースもあります。このことから40歳代や~50歳代の女性をターゲットにしている商法ともいえます。

☆トラブルにあわないためのアドバイス☆

① **旅行の行程中に、「工場見学」など、不審な立ち寄り先がないか確認する。**

② **不審だと思う点があれば、店舗に問い合わせる。**

③ **不審な点が解消されなければ、思い切って参加をあきらめる。**